

# 移住支援金対象法人に 登録しませんか？

「移住者ウェルカム」な  
会社になろう！



東京圏への一極集中の是正及び  
地方の中小企業等における  
人手不足の解消を目的に、  
東京 23 区から富山県内に移住し、  
対象法人に就業した方に  
移住支援金を支給する制度です。

対象となる法人を募集します。

移住者にとっては…  
対象法人に就職すると

単身で  
**60**  
万円

世帯で  
**100**  
万円

もらえるチャンス！  
※対象法人の負担はありません。

まずは  
「とやまUターンガイド」に登録！



富山県が運営する、Uターン就職希望者と企業とのマッチング支援サイトです。制度や申請の詳細については、こちらのサイトをご確認ください。

富山 Uターン 🔍

<https://uturn.pref.toyama.lg.jp/>



## Q&A

- Q. 登録料は必要でしょうか。
- A. 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金は、国・県・市町村で全額を負担します。
- Q. 既にとやまUターンガイドに登録していますが、改めて移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。
- A. 必要です。「対象法人登録申請（申請書及び添付書類の提出）」を行ってください。

詳しい登録方法・要件はウラ面へ！

制度全般、法人登録に関するお問い合わせ先  
富山県総合政策局移住・UIターン促進課  
UIターン促進係 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

☎076-444-4608 📠076-444-8694

「とやまUターンガイド」への入力に関するお問い合わせ先  
富山くらし・しごと支援センター 大手町オフィス

☎0120-108-250

とやまUターンガイド <https://uturn.pref.toyama.lg.jp>

## 対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

- ・官公庁等<sup>※1</sup>でないこと。
- ・資本金10億円以上の法人でないこと。
- ・みなし大企業<sup>※2</sup>でないこと。
- ・本店所在地が東京圏<sup>※3</sup>以外の地域、又は条件不利地域<sup>※4</sup>にある企業であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

※1 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係らず出資等している主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等も当該主体に含みます。

※2 「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人です。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※3 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※4 「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

## 対象求人の要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ・週20時間以上の無期雇用契約。
- ・勤務地が東京圏<sup>※3</sup>以外の地域又は東京圏内の条件不利地域<sup>※4</sup>であるもの。

## 移住支援金対象者の主な要件

**移住元** 東京23区在住又は通勤者\*（直近5年以上）

※通勤者…移住直前に連続して5年以上、東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ東京23区に通勤していた方。

**移住先** 富山県内へ移住した方

※移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。

就  
業

マッチングサイト<sup>※</sup>に  
移住支援金の対象として  
掲載する求人に新規就業した方

※富山県の場合は「とやまUターンガイド」

## 法人登録、求人情報の申請フロー（とやまUターンガイドに未登録の法人）

